

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

○令和三年度における共同募金の実施
期間を定める件（厚生労働三三八）

○厚生労働省告示第三百三十八号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百二十二条の規定に基づき、令和三年度における共同募金の実施期間を令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

令和三年九月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久